

IASB による公開草案「投資企業：連結の例外の適用 (IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正案)」に対する当委員会からのコメントレター

ASBJ 専門研究員 おおた みさ
太田 実佐

当委員会は、2014 年 9 月に、国際会計基準審議会 (IASB) から 2014 年 6 月に公表された公開草案「投資企業：連結の例外の適用 (IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正案)」(以下「本公開草案」という。)に対してコメントレターを送付している。

本公開草案は、2012 年 10 月公表の「投資企業」(IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」及び IAS 第 27 号「個別財務諸表」の修正)の適用に関して、次の事項を提案するものである。

(1) 連結財務諸表の作成の免除

親会社が投資企業の場合においても、IFRS 第 10 号に示されている連結財務諸表の作成免除を、当該投資企業の子会社である親会社が引き続き利用可能であることを明確にする。

(2) 親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社

IFRS 第 10 号の投資企業が子会社を公正価値で測定せずに連結するという要求は、投資企業である親会社の営業の延長として行動していて自身は投資企業に該当しない子会社のみ適用する。

(3) 投資企業ではない投資者による投資企業である投資先に対する持分法の適用

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を次のように修正する。

- 投資企業ではない投資者は、持分法を適用する際に、投資企業である関連会社がその子会社に対する持分に適用した公正価値測定を引き継ぐことを要求する。
- 投資企業ではない投資者は、持分法を適用する際に、投資企業である共同支配企業がその子会社に対する持分に適用した公正価値測定を引き継げないことを明確化する。

当委員会からのコメントレターにおいては、本公開草案の公表を歓迎するとした上で、本公開草案の(1)連結財務諸表の作成の免除に関する提案に同意するが、次のとおり、(2)親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社と(3)投資企業ではない投資者による投資企業である投資先に対する持分法の適用に関する提案には同意しないとするコメントレターを提出している。

●(2)親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社

投資企業である親会社が投資企業である子会社を保有する場合、当該子会社が第三者に投資関連サービスを提供しているか否かにかかわらず、連結財務諸表の作成にあたって、当該子会社への投資自体を FV-PL で測定せず、当該子会社が保有する投資先を FV-PL で測定した上で、当該子会社の財務諸表を連結すべきである。

●(3)投資企業ではない投資者による投資企業である投資先に対する持分法の適用

投資先が関連会社、共同支配企業、子会社のいずれであっても、当該投資先が保有する投資を

FV-PL で測定した上で、投資者の連結財務諸表に引き継ぐことが適切である。

なお、現行の IFRS 第 10 号は、投資企業ではない親会社は、投資企業である子会社を通じて支配している企業を含めて、すべての子会社を連結することを求めており、投資企業でない親会社が、投資企業である子会社が支配している企業に対する会計処理（FV-PL）を引き継ぐことは認められていない。この点に関連して、コメントレーターにおいて、次のコメントを記載している。

- 当委員会は、投資企業でない親会社の連結財務諸表において、投資企業である子会社が支配している投資先に対する会計処理（FV-PL）を引き継ぐ旨を要求すべきと考えている。
- IASB が IFRS 第 10 号の適用後レビューを実施するに当たって、特に投資企業でない親会社が投資企業である子会社の会計処理を引き継げない要求事項が利用者に対して有用な情報を提供することになっているかについて焦点を当てることを提案する。